

平 戸 市 監 査 公 表 第 145-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 2 年 3 月 13 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

大島支所地域振興課

第 3 監査の期間

令和元年 10 月 17 日（木）、18 日（金）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：大島支所地域振興課】

区分	内 容	措 置
指導事項	<p>1. 契約事務について</p> <p>予定価格が、契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合は、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例や見積書の徴取を省略して契約している事例が見受けられたので、関係法規に基づき適正な事務執行に努められたい。</p> <p>2. 平戸市再生可能エネルギー活用離島活性化基金事業補助金について</p> <p>実績報告において、収支精算書に支払いを確認できる領収書の写し等が添付されていないものがあつた。また、未来創造文化振興事業補助金など他の補助制度と併用できることとなっているが、他の補助金の額を確認できる書類が添付されていない事例が見られた。これは、同補助金の交付要綱に、実績報告書に添付すべき書類について明確に規定されていないことが要因であると考えられるので、要綱の整備に努められたい。</p>	<p>見積書の徴取、予定価格調書の作成については、今年度内の監査指導以降分は見積徴取、予定価格調書の作成を実施するよう適正処理を施す。</p> <p>実績報告と併せて提出されていない分の領収書等については、当該団体に写し等を今年度中に提出するよう依頼済み。</p> <p>また、未来創造文化振興事業補助金においても、確定通知の写し等を今年度中に提出を依頼済みである。要綱の整備においては、必要に応じ、本庁企画財政課等と協議を行い、例規審査委員会等に諮りながら要綱等整備に努めていく。</p>
意見	<p>1. クリーンセンターし尿貯留槽設置工事について</p> <p>当該施設は地上設置型として屋外対応としているが、動力制御盤、脱臭装置や吊上装置等については、メンテナンスが困難にならないよう塩害、直射日光を遮る方法を検討されたい。</p>	<p>クリーンセンターし尿貯留槽については、9月議会決算委員会でも指摘があつたように、直射日光や、塩害、風害等による施設に影響が極力ないように、令和2年度本庁市民課予算により整備対応を図る予定としている。</p>